

1 だれ す な ちいき あんしん せいかつ  
誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる

(1) そうだん しえんたいせい  
相談・支援体制

【現状と課題】

アンケート調査で、相談したいことを尋ねたところ、将来のことが49.4%、生活の仕方に関することが22.2%、お金の管理に関することが20.4%、学校や職場の人間関係に関することが11.8%と、生活から就労、将来のことなど日常生活に密接に関わる相談が多くなっています。相談機関への聞き取りでは、家庭内や地域、学校や職場等を含めた、相談内容の多様化・複雑化が見られます。

このことから、身近な地域での相談や支援の仕組みと、複雑な相談をチームで解決したり、専門性の高い相談など役割分担を行ったりする体制の整備が求められています。

また、身近な相談機関と日頃から関係をつくり、緊急時や災害時の予防的な準備体制を考えておくことも大事です。



◆ 計画期間中にめざす姿 ◆

身近な地域で気軽に相談でき、  
本人の力や周囲の人の協力で解決に向けた行動をとることができる

【施策の方針】

- ① 生涯を通じ一貫した支援体制の構築【継続】
- ② 相談部署の役割と連携の体制整備【継続】
- ③ 相談窓口の周知【継続】
- ④ 相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成【継続】
- ⑤ 地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）【新規】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	生涯を通じ一貫した支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制、情報の継承・蓄積を行います。	すこやか支援課 発達支援課 障がい福祉課 長寿福祉課 保育幼稚園課 学校教育課	継続

②	相談部署の役割と連携の体制整備	基幹相談支援センター・障害者相談事業所・指定障害者相談支援事業所が役割を理解し、連携する体制づくりを構築します。	障がい福祉課	継続
③	相談窓口の周知	市広報紙やホームページを活用、その他チラシ等で広く相談窓口の周知に努めます。	障がい福祉課	継続
④	相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成	基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所に相談支援専門員の専任者増員を働きかけます。 新規事業所の支援、人材育成のための研修や困難事例のアセスメント等の支援を充実します。	障がい福祉課	継続
⑤	地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、複合的な課題に対し、関係機関間の役割分担を図り、円滑に支援できるようにする重層的支援体制を整備します。	福祉医療政策課 生活支援課 長寿福祉課 子育て政策課 すこやか支援課 発達支援課 障がい福祉課	新規

### 【市民の取組】

- 身近な相談窓口の把握に努めましょう。
- 悩みごとを抱えている人に、相談できる窓口の案内をしましょう。

### 【地域の取組】

- 日々の暮らしや地域活動等を通じて、適度な関わりを持ちながら見守りましょう。
- 困った時に、身近に相談できる民生委員・児童委員等の顔が見える地域づくりに努めましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がいのある人が気軽に相談できるよう努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
④	相談支援事業所数(箇所)	10	10	11	11	障がい福祉課

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
④	相談支援専門員の専任者数	5	6	7	8	障がい福祉課

## 重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

## 重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

### I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

### II 参加支援事業

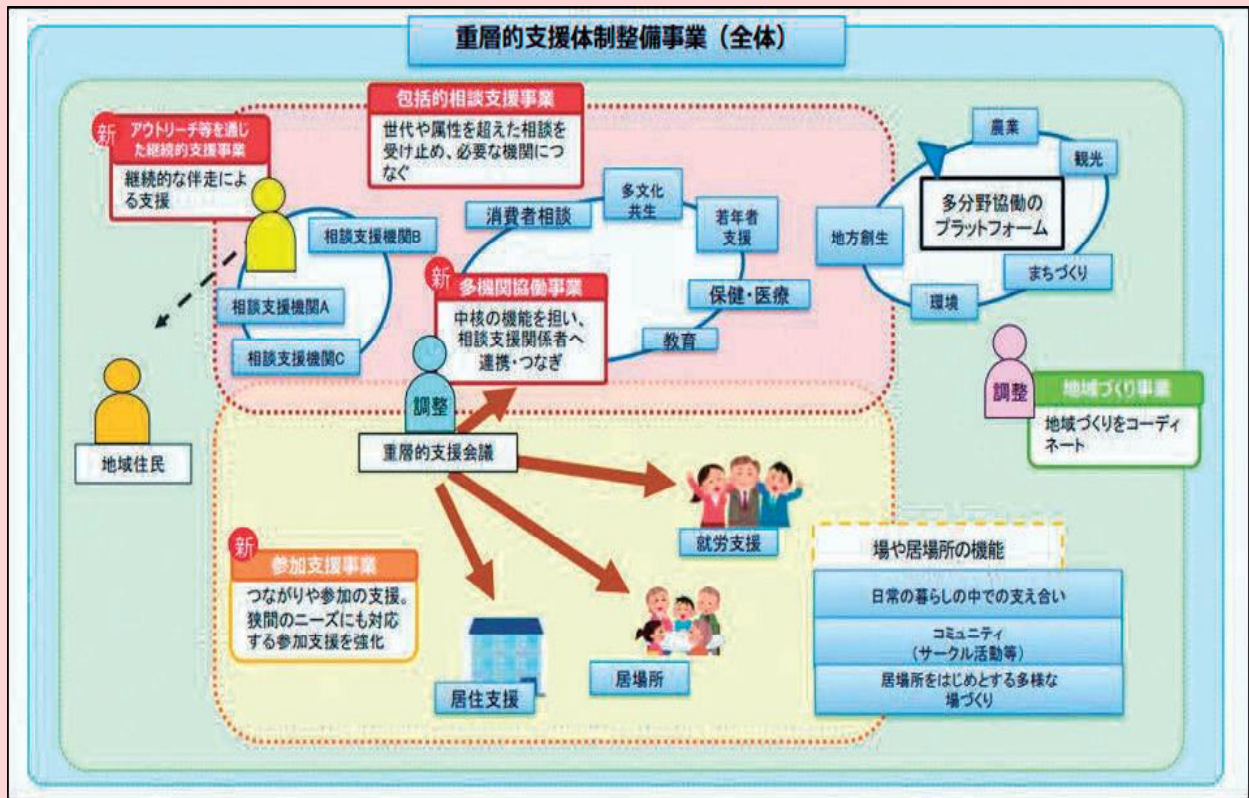
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
- (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

### III 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
  - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
  - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

## 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて  
 (令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議より)

## (2) <sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活への<sup>しえん</sup>支援やサービス

### 【現状と課題】

障がいのある人とその家族の高齢化が進んでおり、アンケート調査では親亡き後の将来への不安が高くなっています。緊急時の受け入れ体制の整備や自立した生活をしていくための体験の場等の整備が急務となっています。

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、自らが必要とするサービスや支援を適切に受けることができる環境と、ニーズに応じたサービスを提供できる事業体制が必要です。

本市では、相談支援専門員の不足、日中活動の場としての生活介護事業所、短期入所支援事業所の整備、重度心身障がい児者への入浴サービスの体制整備が必要です。

また、障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動のためのサロン活動や地域で交流できる場所の確保等の推進が必要です。



#### ◆計画期間中にめざす姿◆

- ・ 地域で暮らし続けるための福祉サービスの提供体制が整っている
- ・ 地域や人々同士で支え合う仕組みや活動が支援されている

### 【施策の方針】

- ① 自立支援給付等によるサービスの提供【継続】
- ② 福祉人材の育成・確保【継続】
- ③ グループホーム等の多様な住まいの確保【継続】
- ④ 当事者及び家族介護者への支援【継続】
- ⑤ 地域生活支援拠点等の機能の充実【継続】
- ⑥ 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応【継続】

### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	自立支援給付等によるサービス提供の充実	サービス等利用計画に基づき適正な自立支援給付に努めます。 また、介護保険事業者に対し、共生型サービス指定の働きかけを行います。 地域生活支援事業は、地域の実情に応じ柔軟な取り組みに努めます。	長寿福祉課 障がい福祉課	継続
①	多様な障がいへの対応	障害福祉サービス等の提供にあたり、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性に配慮した支援に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課	新規
②	福祉人材の育成・確保	人材確保事業や労政分野の就労支援事業と連携を図り、人材確保に努めます。 また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議と協働しながら研修等の取り組みを推進します。	福祉医療政策課 長寿福祉課 商工労政課 障がい福祉課	継続

③	多様な住まいの確保	グループホーム等の整備や障がいのある人の暮らしについて、地域への理解啓発を進めます。また、居住サポート事業により、障がいのある人の賃貸住宅への入居支援、宅建業者等への啓発、滋賀あんしん賃貸支援事業との連携を進めます。	障がい福祉課	継続
④	当事者及び家族介護者への支援	介護者同士の交流・情報交換など家族介護者への支援に努めます。	障がい福祉課	継続
④	ピアサポート活動への支援	当事者同士が中心となり活動するピアサポート活動を支援します。	障がい福祉課	新規
⑤	地域生活支援拠点等の機能の充実	地域生活支援拠点に求められる、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの充実に努めます。	障がい福祉課	継続
⑥	障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応	障がいのある人の重度化・高齢化及び家族の高齢化に対応するため、地域包括支援センターや相談支援事業所、医療機関の連携により総合的な支援体制を整備します。	長寿福祉課 障がい福祉課	新規
⑥	障害福祉サービスと介護保険サービスの連携	介護保険の適用年齢に達した障がいのある人が、その人の状況やニーズに適したサービスを利用できるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスが連携した利用体制を推進します。	長寿福祉課 障がい福祉課	新規

### 【市民の取組】

- 困っていると思われる人には、積極的に声をかけましょう。

### 【地域の取組】

- 地域で暮らす障がいのある人を見守りましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス提供の質を確保するため研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。
- 緊急時の相談から関係機関が連携し、受け止めるための体制の充実に努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
⑤	地域生活支援拠点等の登録事業所数	10	20	30	40	障がい福祉課

### (3) 保健・医療

#### 【現状と課題】


アンケート調査で心身の健康状態を尋ねたところ、定期通院をしている人は56.9%を占め、この1年まったく医療機関にかかっていない人は9.8%でした。

圏域に高度専門医療機関が少ないため、それぞれの障がいや疾病により圏域外の専門機関で定期受診をされている人が多くなっていますが、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けることができる体制の整備が必要です。また、新生児や乳幼児期に、障がいを早期に発見し、医療や療育につなげていくことや、高血圧症や糖尿病、歯周疾患等の予防や治療を推進し、脳血管疾患や心疾患を予防していくことが重要です。

精神疾患のある人が長期入院となることのないよう、入院治療の見通しに合わせて退院を勧めるために、入院前から本人やご家族、支援機関と医療機関が連携し、退院に向けた支援を継続していくことが大切です。

また、家族関係、過重勤務や精神的負担による気持ちの落ち込みや食欲低下等の不調を放置してしまうと、病状が悪化してしまうため、日頃から休養や気分転換を日常的に行うことが大切です。

新型コロナウイルス等の感染症対策の迅速な対応も求められています。



**◆ 計画期間中にめざす姿 ◆**  
病気や障がいがあっても、「できること」は自分でいき、  
身近な地域で必要な医療や支援が受けられる

#### 【施策の方針】

- ① 医療機関との連携【継続】
- ② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】
- ③ こころの健康、健康づくり、介護予防【継続】
- ④ 多様な障がいや感染症等への対応【新規】

#### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	医療機関との連携	障がいのある人も身近に医療を受けることができる「かかりつけ医(歯科、中耳炎、熱が出た等)」が必要であるため、地域の医療機関と専門機関との連携を強化します。 さまざまな医療的ケアが必要な人の課題について甲賀地域障害児・者サービス調整会議で検討します。	福祉医療政策課 障がい福祉課	継続

②	精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が病気になっても地域での暮らしが継続できるよう、本人、地域、支援者など関係機関が連携し在宅生活を支援します。	障がい福祉課 すこやか支援課	新規
③	こころの健康・健康づくり・介護予防	障がいのある人が、いつまでも元気で生活していくために、ライフステージに応じた健康づくりが実践できるよう支援します。 また、ストレスの解消や休養等、こころの健康づくりについての啓発を行い、精神面の安定が図れ、生きがいのある生活が送れるよう支援します。	すこやか支援課 障がい福祉課	継続
④	多様な障がい・感染症等への対応	新型コロナウイルス等、新たな感染症が拡大した際に、障がい等により感染リスクが高い人や施設に対し、感染リスクを軽減するために必要な情報や支援を提供できるよう、体制の強化と支援策の充実に努めます。	障がい福祉課	新規
④	依存症対策の推進	県や保健所と連携し、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に対する相談窓口の周知や、依存症に関する正しい知識を学ぶことができる機会や情報提供を充実します。	障がい福祉課	新規

### 【市民の取組】

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- 日頃から健康管理に留意し、生活習慣病の予防や介護予防に努めましょう。
- 依存症に関する正しい理解に努めましょう。
- 感染症予防に努めましょう。

### 【地域の取組】

- 地域の誰もが気軽に参加できる健康づくり・介護予防等の取り組みを推進しましょう。
- 感染症対策に配慮して地域活動を実施しましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス利用者の健康管理に努めます。
- 事業所内の感染症の予防対策に取り組みます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
①	一般診療所数（箇所）	43	42	42	42	福祉医療政策課



## (1) 子どもの発達と子育てへの多様な支援

## 【現状と課題】

障がいのある子どもの健やかな成長と地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた支援や、保護者が抱える課題や悩みを把握し、切れ目のない支援を提供する仕組みが必要です。

本市においては、子育ての相談窓口は子育て支援センターが担っています。また、発達に課題のある児童やその家族に対する相談や支援は、保健センターや発達支援課が保育園・幼稚園・認定こども園や学校と連携して担っています。

一方で、発達障がいや重症心身障がい、医療的ケア等への対応や保護者の就労に伴う支援が十分でないといった指摘があります。

アンケートによると、今後優先して取り組むべきこととして、発達支援体制の充実や、切れ目のない支援をする仕組みや放課後や学校の長期休暇等の支援が求められています。



## ◆ 計画期間中にめざす姿 ◆

切れ目のない発達段階に応じた支援と  
保護者に対する支援体制が整っている

## 【施策の方針】

- ① 早期からの適切な支援【継続】
- ② 発達支援の充実【継続】
- ③ 保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実【継続】
- ④ 切れ目のない支援の仕組みづくり【継続】

## 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
① ③	保護者に寄り添う 相談、支援	子どもに発達的な課題があることが発見されても、すぐに保護者がそれを受け止めて、子どもにあった支援につながるわけではありません。保護者に寄り添い、信頼関係を築きながら、丁寧に相談、支援を重ねていきます。	すこやか支援課 子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
①	子どもの発達や 障がいについての 啓発	全ての保護者に対してさまざまな機会を捉えて、子どもの発達や障がいについての啓発を充実します。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続

②	育ちの中で支援が必要な親子への包括的な支援体制	適切な時期に必要な支援が受けられるよう甲賀市児童発達支援センターを整備します。また、保育園・幼稚園・認定こども園や学校、保健センターと連携し包括的な支援をします。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
②	地域療育の充実	保健・福祉・医療等の関係機関の連携により必要な療育サービスが適切に提供されるよう児童発達支援センターを中心に地域の基盤を充実します。	福祉医療政策課 すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課	新規
②	放課後児童クラブの充実	一定の要件を満たす障がいのある児童に対しては加配指導員を配置し、指導員の確保及び資質の向上を図ります。	子育て政策課	継続
③	保護者が相談できる窓口の周知と保護者同士がつながる場づくり	相談窓口の周知や保護者が子どもの発達や子育てについての学習会を開催し、保護者同士がつながるよう働きかけていきます。 また、保育園・幼稚園・認定こども園や学校内でも保護者学習会を開催するなど保護者が学び、つながる機会を充実していきます。市内で活動されている親の会をバックアップするとともに、新たな親の会の立上げを支援します。	発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課	継続
②	放課後等デイサービスの充実	障がいのある子どもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受け入れの充実に努めます。	障がい福祉課	継続
③	タイムケア事業の実施	障がいのある子どもの長期休暇中の居場所を確保し、保護者同士の交流、地域ボランティアとの交流の中で地域での障がいに対する理解を推進します。	障がい福祉課	継続
④	切れ目のない支援の仕組みづくり	支援機関が連携し、ライフステージが変わっても切れ目のない支援を継続していきます。各機関で実施した相談、検査の記録、個別の指導計画、教育支援計画等の個人情報ここあいパスポート等を活用し、必要な時に利用できる仕組みを構築します。	すこやか支援課 発達支援課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 障がい福祉課	継続

### 【市民の取組】

- 乳幼児健診を必ず受診しましょう。
- 子どもの育ちでわからないことがあれば、気軽に市の機関や保育園等に相談しましょう。
- 発達障がい等、様々な障がいについて知るよう努めましょう。

### 【地域の取組】

- 発達障がいの理解を深め、違いを認め合って、地域で見守り育てましょう。
- 気になることがあれば、市や学校等の関係機関と連携し支援につながるよう努めましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- サービス提供の質を維持・向上するため研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
①	研修・啓発等の参加者（人数）	300	350	400	450	発達支援課
		R2	R3	R4	R5	

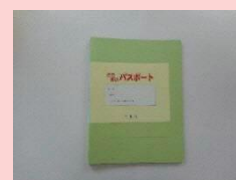
項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
②	児童発達支援利用実人数（人数）	74	90	90	90	発達支援課 障がい福祉課
		R2	R3	R4	R5	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
②	保育所等訪問支援利用実人数（人数）	6	10	15	20	発達支援課 障がい福祉課
		R2	R3	R4	R5	

### ここあいパスポート

「ここあいパスポート」は、発達に支援が必要な子どもたちの支援情報が引き継がれることを目的に配布している「相談支援ファイル」です。

園や学校、支援機関で受けた検査や支援の記録を保存し、保護者が子どもの成長の様子を記録したり、ライフステージが変わってもこれまでの経過をたどれるようになっています。



### 児童発達支援センター

令和3年4月に開設する「甲賀市児童発達支援センターつみき」は、児童福祉法に基づく施設です。心身の発達に課題のある子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていく力の基礎を培うための支援として、児童発達支援と保育所等訪問支援、障害児相談支援を行います。

「甲賀市児童発達支援センターつみき」では、

- ① 保護者と一緒に通っていただき、楽しい遊びを通して、全体的な発達を促します。
- ② 子どもとの関わりについて学ぶ「学習会」などを開催します。
- ③ 嘱託医、心理士など専門職による相談を必要に応じて受けていただけます。

## (2) <sup>がっこうきょういく</sup>学校教育と<sup>しんろしえん</sup>進路支援

### 【現状と課題】

障がいのある子どもがその能力と可能性を最大限に延ばし、自らの力を十分に発揮するためには、療育・教育の場における適切な指導や個々の習熟状況や特性に応じた学びの場が必要です。

アンケートによると、園・学校生活を送るうえでの問題点として、障がいの特性に応じた教育が不十分、通園・通学が大変、職員の理解が不十分といった意見が多くなっています。

また、小学校入学から中学校卒業後にかけて、児童・生徒の情報共有や支援の引継ぎが、実感できないといった意見があります。

本市においては、これまでインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいの特性に合わせた学びの場を提供するとともに、その情報提供及び個々の児童・生徒の習熟に合わせた指導の実施に努めていきます。



#### ◆ 計画期間中にめざす姿 ◆

インクルーシブ教育の推進、及び個々の児童・生徒に必要な情報・学び・支援が切れ目なく提供されている

### 【施策の方針】

- ① インクルーシブ教育システムの推進【継続】
- ② 適切な就学・進路支援【継続】

### インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

また、「インクルーシブ教育システム」においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされています。

## 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	インクルーシブ教育システムの推進	本市の特別支援教育の在り方について検討し、関係機関（特別支援学校含む）と連携しながら進めます。 また、一人ひとりの発達や障がい等の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保と充実に努めます。	学校教育課 発達支援課 保育幼稚園課 社会教育スポーツ課	継続
①	小学校・中学校における特別支援教育の推進	発達障がいを含む障がいのある児童生徒の教育的ニーズに即した指導の充実に向け、教職員の指導力向上を図ります。 また、個別の教育支援計画、個別の指導計画及び教育支援移行計画の作成推進と内容の充実、活用に努めます。	学校教育課	継続
②	不登校・教育相談・生徒指導対応の充実	学校不適応傾向を早期に捉え、支援方法についてサポートネット会議で関係機関と連携し、アセスメントとプランニングの充実に向けて取り組みます。	学校教育課 発達支援課	継続
②	適切な就学・進路支援	就学先の決定は、発達や障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から判断し、教育的ニーズと必要な支援について、情報提供したうえで本人・保護者の意向を可能な限り尊重して合意形成を行います。 また、職業的自立や社会参加をめざし、個々のニーズに応じた進路実現のため、計画的に進路支援を進めます。 さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に伴う保護者負担の軽減について、取り組みの充実に努めます。	学校教育課 発達支援課 保育幼稚園課 障がい福祉課	継続

## 【市民の取組】

- 障がいについて理解し、違いを認め合いましょう。

## 【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが参加しやすい地域活動の実施に努めましょう。

## 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
①	個別の教育支援計画※を作成している児童生徒の割合（特別支援学級を除く。）	R2	R3	R4	R5	学校教育課
	小学校作成率（％）	68.7	80	90	100	
	中学校作成率（％）	75.9	80	90	100	

※「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、医療・福祉・労働等の関係機関と連携して作成する計画

## 3

## 生き生きと働くことができる

### (1) 雇用・就業の促進

#### 【現状と課題】

滋賀県は、全国に比べて法定雇用率達成企業割合や障害者雇用率が高く、平成 30 年における甲賀圏域の法定雇用率達成企業割合は 53.4%、障害者実雇用率は 2.66%となっています。

甲賀地域働き・暮らし応援センターやハローワークでは、障がいのある人の就労の相談や合理的配慮等に関する企業の理解の促進をしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、就労日数が少なくなることや、新たな雇用が見込めないといった問題が生じています。

また、アンケートによると、障がいのある人が働くためには、自分に合った仕事であることや身体が健康なことが必要との意見が多くあります。

障がいのある人が生き生きと働くことができるには、就労意欲や個々の能力・適正を生かして活躍することができる就労の場を提供するとともに、希望する人が働き続けることができる環境づくり、また離職したとしても「やり直し」が可能な支援の仕組みづくりが必要です。

令和 3 年 3 月から法定雇用率が 0.1%引き上げられ民間企業は 2.3%となり、対象となる事業主の範囲も従業員 43.5 人（変更前 45.5 人）以上に拡大されることから、一般就労に向けた取り組み強化が必要です。



#### ◆計画期間中にめざす姿◆

- ・障がいのある人が自らの働く場や多様な働き方を選択できる
- ・正しい理解と適切な配慮のある職場環境が整っている

#### 【施策の方針】

- ① 企業啓発等による雇用の促進【継続】
- ② 関係機関と協力連携・継続的な就労支援【継続】
- ③ 就労定着支援の推進【継続】

#### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	障がい者雇用に対する企業の理解促進	企業・事業所で障がいのある人が働くことについての理解促進を図ります。	商工労政課 障がい福祉課	継続
②	関係機関との協力・連携・継続的な就労支援	公共職業安定所や障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）、甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連携し、障がい者及び雇用者等のそれぞれのニーズの把握や社会情勢を加味して雇用の場の確保を図ります。	商工労政課 発達支援課 生活支援課 障がい福祉課	継続
②	障がい者雇用施策と就労一般施策との連携強化	障がいのある人と市内企業とのマッチングの場である障がい者就職面接会の開催をはじめ、研修会や企業訪問を通じて障がい者雇用の促進を図ります。	商工労政課 障がい福祉課	継続

③	ジョブコーチの活用推進	障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ活用を推進するとともに、企業への周知啓発に努めます。	障がい福祉課	継続
③	就労後の相談体制の構築	障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）や障がいのある人を雇用する企業等との連携の充実を図り、就労後の相談援助等（就労定着支援）の充実に努めます。	障がい福祉課	継続
③	就労定着支援の推進	就労後の雇用が継続するよう生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努め、サービスの利用促進を図ります。	障がい福祉課	継続

### 【市民の取組】

- 障がいについて正しく理解し、合理的配慮の提供に努めましょう。

### 【地域の取組】

- 障がい特性に応じた様々な働き方ができるよう、仕事を振り分け、配慮する等、障がいのある人の働く場の提供に努めましょう。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが働きやすい職場環境をめざしましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 企業との連携強化に努めます。
- サービス提供の質を向上するため研修や検討を行います。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	法定雇用率達成企業の割合（甲賀圏域） （％）	R2	R3	R4	R5	商工労政課 障がい福祉課
		60	62	64	66	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業市内事業所（箇所）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		0	0	1	1	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業利用者（人数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		2	3	6	10	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	就労定着支援事業における1年後の就労定着率（％）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		80	80	80	80	

## (2) 職業訓練機会と福祉的就労環境

### 【現状と課題】

一般企業への就労を進めるとともに、福祉的就労の環境や障がいのある人が働くための能力や学びの場を充実することが必要です。

本市では、就労継続支援B型、就労移行支援事業所数が増え、利用者も増加しています。

しかし、事業所における新規受け入れにはマッチング等の課題もあり、複数事業所から選択することができない場合があります。

アンケートでは、就労に関して、優先的に取り組むべきこととして、障がいのある人の就労支援と施設や作業所の充実が望まれており、特に知的障がいのある人は、施設や作業所の充実の期待が高くなっています。



### ◆ 計画期間中にめざす姿 ◆

障がい特性に応じた就労が確保され、障がいのある人の  
「働きたい」というニーズが満たされている

### 【施策の方針】

- ① 専門的に就労訓練を行える事業所の確保【継続】
- ② 福祉的就労から一般就労への移行の促進【継続】
- ③ 多様な就労や体験の場の確保【新規】

### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	専門的に就労訓練を行える事業所の確保	一般就労を希望する障がいのある人に対する就労訓練の場や、一般就労が困難な障がいのある人に、日中活動としての働く場の確保に努めます。	障がい福祉課	継続
②	障がい者就労支援施設への積極的な発注	福祉的就労の場を提供する事業所の安定的な収益を確保するため、甲賀市障がい者就労支援部会と行政が連携し、優先的な業務、物品の発注を進めます。また、福祉的就労の場で製造される自主製品の販売拡大に向け支援していきます。	障がい福祉課	継続
②	福祉的就労から一般就労への移行の促進	就労移行支援事業の活用や、障がいのある人の能力に応じた柔軟な障がい福祉サービスの選択により、一般就労への移行を推進します。	障がい福祉課	継続
③	農福連携による就労機会の拡大	農福連携の取り組みの推進により、農業を活用した就労機会の拡大を図ります。	農業振興課 障がい福祉課	新規
③	新たな分野での職域の開拓	介護訓練や、ICTを活用した在宅就労にかかる情報提供等により、多様な就労や体験の場の確保をめざします。	障がい福祉課	新規



### 【市民の取組】

- 障がいや障がいのある人に対する理解に努めましょう。

### 【地域の取組】

- 障がいのある人の就労に向けた訓練・実習機会の提供に努めましょう。
- 障がい者就労支援施設に対する積極的な仕事の発注に努めましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 企業との連携強化に努めます。
- サービス提供の質の向上のための研修や検討を行います。
- 関係機関の連携強化に努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	福祉施設から一般就労への移行者 （人数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		5	7	10	13	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	市から障がい者就労支援施設への調達 実績（件数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		64	66	68	70	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	企業等からの就労支援部会への新規受 注（件数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		6	10	12	15	

### 甲賀市障がい者就労支援部会

甲賀市内で活動している障がい者就労施設により構成され、障害者優先調達推進法を受け、民間の企業や行政から発注される委託業務を一括で受ける共同窓口を設置することにより、障がいのある人の就労機会を増やすことを狙いとしています。

ぶん かげいじゆつかつどう しょう しんこう  
(1) 文化芸術活動・障がいスポーツの振興

## 【現状と課題】

平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図ることが示されました。スポーツや文化・芸術活動の場で、障がいのある人が能力を発揮することは、自らの生活を豊かにするとともに、地域において障がいへの理解促進にもつながります。

今後、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に活動に参加できるような取り組みが必要です。また、子どもから高齢者まで気軽に障がいスポーツを体験できる機会や活動を継続させるための支援が求められています。そして、市民・地域に普及させ、地域で積極的に取り組めるようにハード・ソフト面での整備が必要です。



## ◆計画期間中にめざす姿◆

障がいのある人が文化・芸術活動及びスポーツを  
体験できる環境が整備されている

## 【施策の方針】

- ① 文化・芸術活動への支援【継続】
- ② 障がいスポーツの普及【新規】

## 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	文化・芸術活動への支援	障がいのある人が、文化・芸術に親しみ活動に参加できるよう支援します。また、障がいのある人の創作作品の展示や発表の機会の確保に努めます。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
①	文化・芸術活動等の情報発信	アール・ブリュット作品を通じて障がいのある人の可能性や魅力を広く発信し、障がいに対する理解を推進します。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
②	障がいスポーツの普及	障がいの有無に関わらずあらゆる年代の人が一緒に楽しめるスポーツとして障がいスポーツの普及に努めます。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	新規

## 【市民の取組】

- 障がいや障がいのある人に対する理解を深め、お互いに交流しましょう。

## 【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる文化・スポーツイベントの開催に努めましょう。

## 【事業所（福祉関連）の取組】

- 本人の強みを理解し、活躍できるよう支援するとともに情報発信に努めます。

## 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
		R2	R3	R4	R5	
②	障がい者スポーツ大会参加者数 （滋賀県障害者スポーツ協会主催）		150	180	200	障がい福祉課

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

## 「共生社会ホストタウン」登録を通じた共生社会の実現に向けた取組

「共生社会ホストタウン」とは、東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催をきっかけに、共生社会の実現に向けた取組み（①「心のバリアフリー又はユニバーサルデザインのまちづくりの取組」や、②東京2020大会の事後交流も含めた幅広い形での相手国・地域のパラリンピアンと市民の交流）を推進する地方公共団体を国が登録する制度です。

### ■登録の背景

- ・甲賀市・滋賀県が、シンガポールのホストタウンに登録（平成30年4月）
- ・シンガポール国立パラリンピック連盟と滋賀県、甲賀市の3者によるMOU締結（令和元年3月）
- ・甲賀市が、共生社会ホストタウンに登録（令和元年12月）

### ■令和2年度における本市の取組み

- ①パラアスリートとの交流
- ②ボッチャ日本代表強化選手との交流
- ③シンガポール・パラリンピック選手団へ応援メッセージの作成
- ④海外交流事業
- ⑤アール・ブリュット交流作品展
- ⑥VR映像による疑似体験

### ■今後の展望

・シンガポール・パラリンピック選手団の事前合宿の受入を契機に、障がいのある人も子どもも高齢者も、すべての人が互いに理解、尊重し、共に生き、共に支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、取組みを進めます。

・パラリンピアンとの交流や障がいのある人の文化芸術等を通じた交流により、共生社会の目的である心のバリアフリーの意識が市内全域に広まっていくよう取組みを進めます。

（令和3年3月現在）

## (2) <sup>ちいきかつどう</sup>地域活動や<sup>よか</sup>余暇への<sup>しえん</sup>支援

### 【現状と課題】

アンケートでは、自由時間にしたい活動をするためには、いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所や支援者の付き添いが必要という意見が多く、特に後者は知的障がいのある人からの要望が高い傾向にあります。本市において活動・交流の場や支援者の確保は十分とは言えません。

障がいのある人が、自分らしく生活するために「余暇」や生涯を通じて学習できる機会が大切です。また地域における活動に参加することは、障がいの有無に関わらず地域住民間のつながりが醸成され地域共生社会の実現につながります。



### ◆計画期間中にめざす姿◆

障がいのある人が自ら積極的に社会参加できるように  
活動の場や配慮のある環境が整備されている

### 【施策の方針】

- ① 地域活動支援センターの普及【継続】
- ② 地域資源を活用した余暇活動の推進【継続】
- ③ 地域で活動できる場の充実【継続】
- ④ ボランティア活動の推進【継続】

### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	地域活動支援センターの充実	障がいのある人の日常生活における生きがいや社会との交流を促すため、地域活動支援センターの確保と充実を図ります。	障がい福祉課	継続
②	地域資源を活用した余暇活動の推進	障がいのある人が積極的に参加できる講座、イベント、スポーツ活動等の広報・支援を行います。また障がいのある人のニーズに応じて、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。	社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
③	土曜日の教育支援事業の開催	土曜日の教育支援事業「夢の学習事業」を各地で実施します。今後も地域における支援体制を推進し、世代を超え、障がいのある人も参加できる、より豊かな講座を提供します。	社会教育スポーツ課	継続
③	地域で参加できる場の充実	障がいのある人が、区・自治会、自治振興会等の地域活動への参加を通じて、支援の担い手としても参画できるよう支援します。	政策推進課 社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続

④	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の研修・講座の開催により、ボランティアについて学ぶ機会を増やし、活動に対する理解と関心を高めます。また、誰もがボランティアとして活動できるように社会福祉協議会ボランティアセンターの機能の充実を支援します。	福祉医療政策課	継続
---	-------------	--	---------	----

#### 【市民の取組】

- 障がいのある人に対する理解を深め、地域行事等へ共に参加しましょう。

#### 【地域の取組】

- 障がいの有無に関わらず、誰もが参加できる地域イベントの開催に努めましょう。

#### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 地域行事やボランティア活動に積極的に参加します。

#### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	地域活動支援センター新規設置数	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		0	0	0	1	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	余暇活動団体への市からの支援状況（団体数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		2	3	5	5	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
④	社会福祉協議会ボランティアセンター登録者（人数）	R2	R3	R4	R5	福祉医療政策課
		6,280	6,300	6,320	6,340	

## (1) 福祉のまちづくり

### 【現状と課題】

全ての人々が安全、安心に、共に暮らしていくことができるまちづくりを進めるためには、生活を営むうえでの社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要です。平成30年に「改正バリアフリー法」が成立し、本市においても、施設や公共交通機関におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を進めていますが、まだまだ十分とは言えません。

アンケートによると、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進が進んでいないとの認識や、わからないといった意見が4割以上となっており、優先してほしい取り組みとして、外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災が全体の4割以上と最も多くなっています。市政に関する意識調査における「障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて必要な取り組み」としても、「障がいのある人に対する市民の理解の促進」(21.9%)や「誰にとっても暮らしやすいバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進」(15.3%)は、「障がいのある人の働く場の拡充」(29.1%)や「障がいのある人がいつでも安心して相談できる仕組みづくり」(27.3%)に次いで高い傾向にあり、地域社会における障がいに対する一層の理解や、バリアフリー化等ユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

また、住み慣れた地域の中で、市民一人ひとりが助け合い、支えあい、誰もが自分らしく、生き生きと暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える仕組みづくりも大変重要な課題です。



#### ◆計画期間中にめざす姿◆

バリアフリーやユニバーサルデザインの認識・取り組みが浸透し、  
地域住民の参画と協働により、誰もが住みやすいまちになっている

### 【施策の方針】

- ① ユニバーサルデザインの推進【継続】
- ② 公共施設及び公共交通機関の環境整備【継続】
- ③ 地域福祉活動の推進【継続】

【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの理念に基づき、多様な機会や手段を通じて啓発を進めるとともに公共空間の環境、交通、住宅、情報環境など生活に深く関わる分野全般にわたって、庁内はもとより、関係団体や企業、地域と連携を図ります。	福祉医療政策課 建設管理課 住宅建築課 教育総務課 管財課 公共交通推進課 社会教育スポーツ課 障がい福祉課	継続
②	道路・公園・建物等公共施設のバリアフリー化の推進	誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、未整備区間の整備を推進します。 さらに、公園・建物等の公共施設整備及び改築更新等において、バリアフリー化を検討・推進します。	建設管理課 建設事業課	継続
②	低床バスやリフト付きバスの切り替えの促進	コミュニティバス車両は、バリアフリー未対応車両が一部運行されていることから、今後も引き続き計画的にノンステップバス車両等へ更新し、バリアフリー化を促進します。	公共交通推進課	継続
③	地域福祉活動の推進	誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、第2次甲賀市地域福祉計画に基づいた施策を推進し、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域における見守り活動のネットワーク化を図ります。 また、人材育成のための交流の推進、研修等に係る情報提供等を積極的に行い、それぞれの区・自治会、自治振興会等、地域住民の主体的な活動を支援し、共に考えます。	福祉医療政策課 政策推進課	継続
③	社会福祉協議会との連携強化	第2次甲賀市地域福祉計画に基づき、相談支援事業や障がいのある人の支援事業、ご近所福祉活動の支援を行ううえで、関係機関との協力体制づくりや活動の推進について、市と社会福祉協議会が両輪となって取り組みます。	福祉医療政策課	継続
③	地域交流の推進	市、社会福祉協議会、関係団体、サービス事業所等が連携して、障がいのある人と地域住民が交流する機会を拡充するとともに、障がいのある人が様々な形で社会活動を行えるよう呼びかけを進めます。 また、市内の福祉施設が地域に開放されたものとなるよう、交流活動等を進めます。 さらに、地域住民主体の地域福祉活動・ネットワークづくりの拡充を支援します。	福祉医療政策課 障がい福祉課	継続

### 【市民の取組】

- 自ら進んであいさつする等、地域の人々と交流しましょう。
- ボランティア活動等に、積極的に参加するように努めましょう。
- 点字ブロックが必要な人や車いすの人の立場に立った行動を心がけましょう。
- バスや電車では、障がいのある人や高齢者等に積極的に席を譲りましょう。

### 【地域の取組】

- 地域での交流やボランティアの機会を確保するように努めましょう。
- 地域で困っている人の支援にみんなで取り組みましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 地域行事への積極的な参加に努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
②	コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用者数（単位：万人）	R2	R3	R4	R5	公共交通推進課
		50	55	55	58	

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
③	障がいのある人のサロン（件数）	R2	R3	R4	R5	障がい福祉課
		11	12	13	14	





## (2) 差別解消・権利擁護

### 【現状と課題】

共生社会を推進するうえで、人権の尊重と権利擁護は最も重要な施策のひとつといえます。

障がいのある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、人格と個性を尊重しあうことができる社会の実現が必要です。滋賀県では、「滋賀県差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいのある人に対する差別を禁止し、合理的配慮を提供するための取り組みが市民一人ひとりに求められています。

市政に関する意識調査における「合理的配慮」にかかる認知状況は、「内容も含めて知っている」(6.6%)、「言葉を聞いたことがある」(28.3%)に対し、「知らない」(60.2%)であり、今後一層の啓発が必要です。

アンケートでは、障がいのある人で権利侵害を受けたことがある人は全体のおよそ半数であり、特に「学校でのいじめ・虐待」や「地域社会での孤立」といった意見が見受けられました。また、差別や偏見、虐待等の不適切な扱いをなくすための取り組みとして、「学校等における福祉教育」、次いで「障がいのある人の家族を支える仕組み」の回答が多くみられました。

このことから、障がいや障がいのある人への理解を深めるための取り組みが重要であり、学校教育における福祉教育の充実も求められています。



#### ◆計画期間中にめざす姿◆

不当な差別や虐待を受けることが無く、権利が保障され、合理的配慮が提供されている

### 【施策の方針】

- ① 多様な障がいへの正しい理解の促進【継続】
- ② 差別の解消と合理的配慮の推進【継続】
- ③ 権利擁護の推進、虐待の防止【継続】

### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	多様な障がいの正しい理解の周知・啓発	発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の正しい理解の周知・啓発、保護者・関係者向けの学習会や研修会の開催、広報紙やホームページを利用した啓発を推進します。 また、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク（ヘルプカード）」の普及を進めます。	発達支援課 人権推進課 障がい福祉課	継続

②	差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の推進	障がい者を理由とする不当な差別の取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、「障害の社会モデルの考え方」等についての啓発に努めます。 市の職員対応要領に基づき、障がいの有無にかかわらず、当事者に寄り添った対応に努めます。 また、障がい者団体や関係機関と連携し、障がいのある人が自らの権利意識を高めることができるよう支援すると共に相談窓口等の周知に努めます。	人事課 障がい福祉課	継続
③	福祉教育・福祉学習の推進	学校の実態や児童生徒の発達に応じた教育体制を編成し、福祉教育、人権教育、道徳教育、集団づくり等を通して、一人ひとりが個人として尊重され大切にされる教育をめざし、福祉教育実践の普及と定着を図る取り組みを進めます。 また、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うよう推進します。	学校教育課	継続
③	人権尊重のまちづくりへの総合的な取組	甲賀市人権に関する総合計画に基づき、総合的に人権施策を推進します。また、差別を許さない世論形成や実践につながる啓発を行います。 地域においては、自身で相談することが難しい当事者や家族を相談員につなぐ地域アドボケートとともに、地域での障がい理解を推進します。	人権推進課 障がい福祉課	継続
③	権利擁護システムの構築	市、社会福祉協議会、相談支援事業所等の連携によって障がいのある人の視点から権利擁護のシステムが効果的に機能するよう取り組みます。 また、障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組むシステムを構築するとともに、障がいのある人の個人情報の保護を徹底します。 さらに、教育の場や日常の訓練、日中活動の場等においてサービス利用者本人の権利意識を高める啓発等を行います。	福祉医療政策課 障がい福祉課	継続
③	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進	講座や相談会の開催により、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知や利用啓発を図るとともに、相談者等の支援を行います。また、関係機関と連携を図るとともに、相談等に対応できる人材の確保等、支援体制の充実に努めます。	福祉医療政策課	継続

### 【市民の取組】

- 障がいを正しく理解し、あらゆる差別のない人権尊重の地域社会を築きましょう。
- 困っている人を見かけた時は、合理的配慮の提供に努めましょう。
- 障がいのある人と積極的に交流しましょう。
- 虐待や問題等を発見した時は、市の相談窓口ご連絡しましょう。

### 【地域の取組】

- 障がいのある人への理解を深める場の設定や地域ぐるみの支援体制の構築に努めましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がいを理由とする差別が起こらないために、事業所内での虐待防止や差別解消法に関する研修・啓発に努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	障がい者理解、差別解消、虐待防止に関する市民向け人権研修の開催数	R2	R3	R4	R5	人権推進課 障がい福祉課
		2	3	3	3	

#### 「日常生活自立支援事業」

判断能力が不十分な人が、地域において安心して暮らせるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理をサポートします。

本市では「こうかあんしんネット事業（甲賀市地域福祉権利擁護事業）」として、社会福祉協議会にて実施しています。

#### 「成年後見制度」

日常的な金銭管理にとどまらないすべての財産管理や福祉施設の入退所など、生活の全般に関する契約等の法律行為を援助することで、判断能力の不十分な人の権利を擁護する制度です。

個々の判断能力や支援の必要な程度に応じて、柔軟かつ弾力的な利用を可能とするため、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類があります。

甲賀圏域（甲賀市・湖南市）では、「成年後見制度利用促進法」に基づき、「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」を策定中（令和3年6月予定）です。中核機関となる成年後見センターばんじーを中心とした地域のネットワークを構築し、誰もがその人らしい生活ができるような支援をめざします。

### (3) 情報アクセシビリティの推進

#### 【現状と課題】


障がいのある人が、日常生活や社会生活において必要とする情報を自ら収集することができるよう情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援は非常に重要です。

近年、パソコンや携帯電話等の情報通信機器や情報伝達技術が進歩し、障がい特性に応じた情報収集やコミュニケーション手段が多様化しています。

本市においては、聴覚や視覚等の障がいにより意思疎通支援が必要な人に対して、手話通訳者等の派遣や設置、音声訳等の事業を進めてきました。

一方、庁内においても、障がい特性に応じた配慮が十分とは言えません。

今後は、情報の伝達や意思疎通支援について全ての人の意識を高める等、一人ひとりの障がい特性に配慮したよりきめ細やかな情報環境の整備が必要です。



**◆計画期間中にめざす姿◆**  
**障がいのある人が必要な情報を受け取り、  
 発信する環境が整備できている**

#### 【施策の方針】

- ① 情報のバリアフリー化の推進【継続】
- ② 障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実【新規】

#### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	情報のバリアフリー化の推進	障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がい特性に配慮した情報通信機器、サービスの提供の促進や利用しやすい情報の普及等の様々な取り組みを通じて情報のバリアフリー化を推進します。 さらに、各相談窓口での情報提供、広報紙の音訳（音訳CD作成、音源のホームページ掲載）や市ホームページの読み上げ機能等アクセシビリティの充実に努めます。	秘書広報課 障がい福祉課	継続
②	障がいのある人の意思疎通支援	自ら意思表示が行えるようコミュニケーション手段の多様性についての配慮や工夫を推進します。 障がいのある人の社会参加を促すため、手話通訳者等の窓口配置や、派遣事業の周知及び利用促進を図ります。 また、手話奉仕員の養成講座や研修を行い、人材の育成と確保に努めます。	障がい福祉課	新規

②	意思疎通支援の充実	<p>障がいのある人のICT活用による暮らしの「質」の向上に努めます。</p> <p>(仮称)手話言語及び情報・コミュニケーション促進条例を制定し、障がいのある人がその障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備します。</p> <p>障がいのある人が、情報を取得・利用、意思を表示し、コミュニケーションを図ることができるよう研修等を開催します。</p>	障がい福祉課	新規
---	-----------	--	--------	----

### 【市民の取組】

- コミュニケーションの困難さがもたらす障壁（バリア）や、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段があることを理解しましょう。
- 手話サークルや手話講座等を通じて、簡単な手話を覚えましょう。

### 【地域の取組】

- 障がいのある人に対する理解を深め、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮の提供に努めましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できるよう努めます。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値※				担当課
①	ホームページのアクセシビリティ評価（民間調査）	R2	R3	R4	R5	秘書広報課
		E	E	D	C	

※ 目標値：「A. A. O. ウェブサイトクオリティ実態調査」において、全自治体の公共機関サイトの全ファイル解析を行い、アクセシビリティ・ユーザビリティの観点から、サイトの品質を9段階（A～I）で評価されている（Aが一番評価が高い）。



## (4) 防災・防犯等の推進

### 【現状と課題】

近年、各地で災害が発生しており、障がいのある人を含む要配慮者・要支援者への支援の重要性が高まっています。また、防犯に関し、障がいのある人は通常のニーズを満たすことが困難な場合があり、犯罪や事故等の被害に遭う危険性も高くなっています。これらを踏まえ、緊急時における防災対策や、日常における防犯・事故への対策・配慮が必要です。

アンケートでは、災害に関連して、周囲の障がいの理解や、安全な場所までの避難について、不安を感じている人が多く、加えて知的障がいのある人は、災害時における介助者の存在や意思伝達にも不安を抱いています。



#### ◆計画期間中にめざす姿◆

地域全体での防災・防犯に対する取り組みが進み、  
緊急時に必要な配慮や支援を受けることができる

### 【施策の方針】

- ① 災害発生時における障がい特性に応じた支援【新規】
- ② 防犯対策や消費トラブル防止の推進【変更】

### 【行政の取組】

	項目	内容	所管課	方針
①	避難行動要支援者支援事業 (啓発普及、避難行動要支援者関連情報の整理、訓練等の実施等)の推進	避難行動要支援者同意者名簿を、区長・自治会長、民生委員・児童委員等へ配付するとともに、避難時に必要な支援をまとめる「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)」の作成を推進する等、災害発生時の安否確認や避難活動を地域で支援しやすい体制づくりを進めます。	危機管理課 福祉医療政策課	継続
①	避難所における障がいのある人への配慮	避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障がい者トイレ、スロープ、手すり、通信手段の整備を進めます。また、要支援者が避難生活を過ごす部屋は、感染症対策やプライバシーが確保される等の配慮に努めます。	危機管理課 福祉医療政策課 障がい福祉課	新規
①	障がいのある人に対する防災啓発・災害時の情報伝達	防災マップ、広報媒体を利用した啓発を行います。 また、災害発生時には、甲賀市地域防災計画の災害広報広聴計画により対応に努めます。 また、対象となる人たちへ避難行動要支援者同意者名簿への登録を推進し、出前講座や個別計画策定への支援等を実施します。	危機管理課 福祉医療政策課 障がい福祉課	継続

②	消費者の保護ならびに相談の推進	甲賀市消費生活センターを中心に引き続き消費者トラブルに係る相談窓口の機能強化を図ります。 広報媒体の活用や市民向け講座の開催、若年者への啓発強化等により、悪徳商法等に対する注意喚起や消費者問題に関する啓発活動・消費者教育に努めます。また、障がいのある人にトラブルの未然防止及び対処法等の知識の普及と助言に努めます。	生活環境課	継続
---	-----------------	--	-------	----

### 【市民の取組】

- 日頃から、災害への備え（水、食料品、電源の確保）や自宅の安全対策に努めましょう。
- 身近な避難場所を確認しておきましょう。

### 【地域の取組】

- 指定緊急避難場所の周知や、地域の中での災害時に支援が必要な人の把握に努めましょう。
- 防犯活動を積極的に進めましょう。
- 不審な人物等を見かけたら、市や警察に連絡し、近所で情報を共有しましょう。

### 【事業所（福祉関連）の取組】

- 災害発生時の職員体制や援助等のマニュアルの作成を行います。
- 平時から備蓄や情報伝達手順、マニュアル等に基づき避難訓練を行います。

### 【主な成果指標】

項目	成果指標（単位）	目標値				担当課
①	災害時要支援者避難支援計画（個別計画）作成地域（区、自治会数）	R2 48	R3 50	R4 60	R5 70	福祉医療政策課 危機管理課

### 避難行動要支援者同意者名簿

甲賀市地域防災計画に定める高齢者、障がい者などの「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するために、区・自治会長や民生委員・児童委員等へ提供することに、本人の同意を得たうえで市が作成するものです。

### 避難行動要支援者

次の要件を満たされ、自宅で生活されている人

- ① 高齢者（75歳以上のみの世帯）
- ② 障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）
- ③ 要介護者（要介護3以上の要介護認定者）
- ④ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑤ その他、支援を必要とされている者

